

# 令和7年度 県立阿賀野高等学校 部活動に係る活動方針

## 1 目標

- (1) 部活動は学校教育活動の一環として実施する。
- (2) 限られた時間の中で効率的に心身を鍛え、充実した生活を築こうとする主体的な態度を育てる。
- (3) 技術・競技力の向上を目指すとともに、生涯学習の一環として継続的に競技を楽しむ心を育てる。

## 2 本年度の部活動

### (1) 本年度設置する部活動について

#### 【部】

陸上競技・バレー・バスケットボール・バドミントン・ダンス・コンピュータ・科学・漫画

### (2) 活動時間及び日数について

#### ①活動時間

学期中 平日2時間、週休日等3時間程度（練習試合や合宿、大会等を除く）

長期休業中 平日・週休日等3時間程度（練習試合や合宿、大会等を除く）

#### ②休養日

週当たり2日以上の休養日（平日1日以上、週休日等1日以上）を設けることを原則とするが、目標の大会に向けて活動量を増やす時期が必要になることや、活動期間が季節によって限定されたりする実態を考慮し、年間で100日以上の休養日を設け、少なくとも週休日等に50日以上を充てることにする。

（別紙「年間活動計画」による）

#### ③その他

ア 定期考查初日の1週間前（土日含む）から考查終了までの期間及び年末年始等の学校閉庁日は、部活動を行わない。ただし、大会直前であるなど特別な事情があるときには校長に相談し、必要最小限の練習日、練習時間で、生徒及び保護者の同意の下で活動することができる。

イ 平日の休養日の変更は可能な限りその週の中で補い、週休日の休養日の変更はその月を含め、3か月以内に補う。

### (3) 大会参加について

部活動として参加する大会は以下の点に該当するものとする。

- ① 高体連、高野連、高文連が主催、共催、後援する大会
- ② その他の大会については、生徒の健康面・学習面、保護者の経済的負担等に十分配慮した活動計画の下、校長が許可した場合のみ参加を認める。

## 3 部活動運営について

### (1) 体罰等の禁止について

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。

### (2) 保護者の理解と協力について

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであることから、顧問としての指導に関する基本方針・練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、保護者に示す。